





# 目 次

第1号（2月2日）

出席及び欠席議員 .....	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名 .....	1
説明のため出席した者の職、氏名 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
開 会 .....	2
会議録署名議員の指名 .....	2
会期の決定 .....	2
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて .....	2
議案第2号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第7号） .....	4
議案第3号 錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 .....	8
議案第4号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負変更契約について .....	9
閉 会 .....	11
署 名 .....	12







令和8年 第1回 錦町議会臨時会議録

招集年月日	令和8年 2月 2日	招集の場所	錦町議会議場
開閉会日時及び宣告	開会 令和8年 2月 2日 閉会 令和8年 2月 2日	午後 1時30分 午後 2時07分	
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸
欠席議員 1名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳
	3	欠 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一
凡 例	4	出 早 田 和 彦	
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二	
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子	
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人	
	8	〃 岡 田 武 志	
	9	〃 池 田 秀 晴	
会議録署名議員	2	丸小野 聖 一	4 早 田 和 彦
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名			
職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	農林振興 課 長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	地域整備 課 長	高 山 拓 二
総務課長	有 瀬 耕 二		
住民福祉 課 長	吉 田 誠 二		
企画観光 課 長	中 村 裕 二		
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会 議 の 経 過	別紙のとおり		

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
    専第1号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第6号）  
日程第4 議案第2号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第7号）  
日程第5 議案第3号 錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第4号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負変更契約について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
    専第1号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第6号）  
日程第4 議案第2号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第7号）  
日程第5 議案第3号 錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第4号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負変更契約について
- 

### 午後1時30分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和8年第1回錦町議会臨時会を開会し、直ちに開議いたします。

なお、3番、梶原誠二議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、2番、丸小野聖一議員、4番、早田和彦議員を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、内容からして本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

---

#### 日程第3. 議案第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 皆様、こんにちは。令和8年第1回錦町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の中、御出席をいただき、お礼を申し上げます。

本日も朝の気温は氷点下となりました。この冬の寒さの厳しさには驚いております。農産物等に影響が出なければと心配しておりますが、明日は節分、あさっては立春でございます。春はそこまで来ております。皆様には体調管理に気をつけていただきますようお願いとところでございます。

ところで、2月8日曜日は衆議院議員の選挙であります。この放送等をお聞きの皆様にも、是非御投票をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、提案理由を申し述べます。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて、専第1号令和7年度錦町一般会計補正（第6号）でございます。

本案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、今回、同条第3項の規定により承認をいただきたく、提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 専第1号令和7年度錦町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

議案つづり12ページ、13ページをお開きください。歳入からです。

16款3項1目9節衆議院議員選挙委託金825万7,000円です。2月8日執行の衆議院議員選挙に係る委託金となります。

次のページをお願いします。歳出になります。

2款4項8目衆議院議員選挙費1節報酬52万4,000円は、選挙管理委員会4名分の報酬及び会計年度任用職員2名分の報酬になります。

次に、3節職員手当等414万1,000円は、期日前投票、選挙執行当日投開票事務に勤務する職員の時間外手当です。

次に、8節旅費85万3,000円は、会議、期日前投票、投開票事務に係る選挙管理委員会委員の費用弁償及び投開票に係る立会人の費用弁償です。

次に、10節需用費54万6,000円は、主に、事務手引書、ブルーシートなどの消耗品が30万円、入場券等の印刷製本費が17万1,000円になります。

次に、11節役務費80万7,000円は、入場券郵送等の通信運搬費になります。

次に、12節委託料70万5,000円は、主にポスター掲示場設置・撤去業務委託料が36万1,000円、投票用紙分類読取機等保守業務13万5,000円、開票システム改修業務委託料14万3,000円等になります。

次に、13節使用料及び賃借料68万1,000円は、主に投開票用のパソコンの賃借料18万7,000円、ポスター掲示場賃借料40万円等になります。

以上で、専第1号についての説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。よって、これから採決に入ります。

お諮りします。専第1号令和7年度錦町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 日程第4. 議案第2号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、議案第2号令和7年度錦町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第2号令和7年度錦町一般会計補正予算（第7号）、本案件につきましては、令和7年度一般会計の補正に関する案件でございます。

一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,951万9,000円を追加し、予算の総額を71億5,381万8,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、物価高騰対策として、町民1人当たり1万円の商品券を配布する全世帯商品券配布事業、高校生以下の子どもに1人当たり2万円の子育て応援手当支給事業、農業関係者への資材高騰対策支援事業補助金、町道平野線道路改良工事ほか繰越明許費の設定と地方債の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづり24ページをお願いします。

第2表、繰越明許費ですが、翌年度へ繰越し予定の3事業となります。事業名、繰越金額の順に読み上げて御説明いたします。

1番目の資材価格高騰対策支援事業補助金5,000万円は、農業用資材や原油価格高騰の影響を受けている農家に対する補助金ですが、補助金の算定には、令和7年度確定申告の農業経費を用いるため、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、全世帯商品券配布事業1億792万円は、全町民1人当たり1万円の商品券を配布する事業ですが、商品券の使用期限を6月末に予定しており、事業完了が翌年度となることから繰り越すものです。

最後に、町道平野線（平野工区）道路改良事業9,200万円ですが、国の補正予算を財源とした事業であり、標準工期が確保できないことから繰り越すものです。

次に、25ページをお願いします。

第3表、地方債補正、変更が1件です。

変更分の道路整備事業（公共事業等債）ですが、起債の限度額を3,990万円増額し、1億2,220万円とするものです。

内容は、町道平野線（平野工区）道路改良事業の財源として増額するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであり、補正前と変更はありません。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。一般会計の歳入を説明いたします。

まず、総務課関係からです。一番上です。

11款1項1目1節地方交付税2,274万8,000円は、財源調整として普通交付税を計上しています。

次のページをお願いします。中段です。

19款2項3目1節ふるさと錦ゆかり基金繰入金、減額の2,100万円は、学校給食費及び小学校修学旅行補助財源として計上していましたが、国の経済対策による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に振り替えるために減額するものです。

22款町債は、地方債補正で御説明したとおりです。

次のページをお願いします。

歳出になります。

2款1項1目一般管理費18節負担金補助及び交付金81万9,000円は、くま川鉄道株式会社に対する経営安定化事業補助金で、地方創生臨時交付金を活用した電気・燃料等の物価高騰対策に係る支援金です。人吉球磨管内市町村の補助金総額500万円の錦町負担分となります。

次に、12目ふるさと錦ゆかり基金費24節積立金480万円は、本年度寄附実績に伴う調整となります。

次に、38ページ、39ページをお願いします。下段です。

14款1項1目予備費30節予備費200万円は、町内設備等の緊急修繕が、当初の想定を超えて複数件発生したことから、今後の緊急対応に要する経費について不足見込額を計上しております。

以上で、総務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 住民福祉課関係を説明いたします。

歳入からになります。30ページ、31ページをお願いします。

15款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金3,793万6,000円は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金で、詳しくは歳出で説明いたします。

次に歳出です。34ページ、35ページをお願いします。

3款2項2目児童措置費3,793万6,000円は、物価高対応子育て応援手当支給事業分で、11節役務費28万円は、給付のお知らせ等に係る通信運搬費18万円と振込手数料10万円です。12節委託料113万6,000円は、システム導入業務に係る委託料です。18節負担金補助及び交付金3,652万円は、1人当たり2万円、1,826人分の物価高対応子育て応援手当です。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 企画観光課関係を御説明いたします。

まず歳入です。議案つづり30、31ページをお開きください。3段目です。

15款2項1目総務費国庫補助金23節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億6,596万8,000円は、説明欄にあります推奨事業メニュー分で、国において令和7年12月の補正予算が成立したことにより、今回補正を行うものです。

その充当先につきましては、当初予算及び補正予算で既に予算措置しております令和7年度学校給食費補助事業に5,000万円、令和7年度小学校修学旅行費補助事業に166万3,000円、令和7年度錦町球磨焼酎蔵元支援給付金に200万円の3事業と、今回、歳出の補正予算に計上しておりますくま川鉄道経営安定化事業に81万

9,000円、資材価格高騰対策支援事業補助金に3,000万円、全世帯商品券配布事業に8,148万6,000円の3事業、計6事業へ充当するものです。

次のページ、32ページ、33ページをお開きください。

18款1項2目1節ふるさと錦寄附金800万円は、ふるさと納税寄附が12月末時点で予算額に達したことにより、3月末までの見込額を6,800万円とするため増額補正するものです。歳入は以上です。

次に歳出です。36ページ、37ページをお開きください。

7款1項1目商工総務費12節委託料1億814万円は、説明欄を御覧ください。

まず、物産振興事業で農林水産大臣賞受賞看板設置業務委託料22万円です。錦町農産物等直売所出荷協議会が、令和7年度豊かなむらづくり全国表彰事業において農林水産大臣賞を受賞されたことから、その栄誉を町内外へ広く周知するため、道の駅にしきに受賞看板を設置するものです。

次に、全世帯商品券配布事業で、物価高騰対策商品券配布事業委託料1億792万円です。先ほど歳入で御説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民1人当たり1万円分の商品券を全世帯へ配布するための業務委託料となります。

次に、7款1項4目ふるさと納税事業費12節委託料320万円は、先ほど歳入で御説明しましたふるさと納税寄附額の増額に伴い、ふるさと納税代行業務委託料を増額するものです。

以上で、企画観光課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を御説明いたします。

歳入からです。議案つづり30、31ページをお願いいたします。4段目です。

16款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金、多面的機能支払事業補助金46万7,000円です。決算見込額が、対象面積の減などにより、農地維持支払い、資源向上支払いの共同活動分が減額となる見込みですが、資源向上支払いの長寿化において、例年75%から85%程度の内示額であるものが、7年度においては、ほぼ決算見込額どおりに割り当てられる増額となりまして、差引きで46万7,000円を増額補正するものです。補助率は、事業費に対し、国2分の1、県4分の1になります。

歳入は以上です。

歳出です。34、35ページをお願いいたします。下段です。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、資材価格高騰対策支援事業補助金5,000万円です。世界情勢の変化等で、農業資材や原油価格高騰の影響を受けている農業者に対し、営農継続の一助となるよう支援を行うものです。

対象者は、農業所得のある全ての個人、法人とし、補助額は、令和7年分の税申告において農業経費として申告された肥料費・飼料費・農薬衛生費・諸材料費・動力光熱費・荷作り運賃手数料の合計額の3%としています。

1,000円未満の端数は切り捨てて、上限は法人100万円、個人50万円、下限額を5万円としております。

続いて、5目農地費18節負担金補助及び交付金。歳入でもございました多面的機能支払交付金事業62万4,000円です。事業メニューの中で、それぞれ決算見込額の増減がございますが、総計いたしまして増額となりまして、差引きで62万4,000円を増額するものです。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 地域整備課関係を御説明いたします。

歳入から説明いたします。30ページ、31ページをお開きください。2段目です。13款2項2目土木費負担金です。1節道路橋梁費負担金140万円、こちらは、町道平野線道路改良事業（平野工区）の今回行う工事で、あさぎり町との町境において取付区間を整備いたしますが、この整備費をあさぎり町に負担していただくものです。

15款2項4目土木費国庫補助金です。1節社会資本整備総合交付金4,410万円、こちらも同じく町道平野線道路改良事業（平野工区）に係る交付金で、令和7年度補正分について12月に内示があったため今回計上させていただいております。事業費のうち補助基本額は52.5%、4,410万円が交付されます。

歳入は以上です。

続きまして、歳出です。36ページ、37ページをお開きください。

8款2項2目道路新設改良費14節工事請負費9,200万円は、町道平野線道路改良事業において、社会資本整備総合交付金の国の令和7年度補正分としまして、平野工区のうち、あさぎり町との町境から町道平川平野線、町道安前尾丸線の交差点付近までの約425メートルの道路改良工事を行うものです。

以上で、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。37ページ、企画観光課長にお尋ねします。

農林水産大臣賞受賞看板設置業務委託料、これは税込みの22万円と思いますけども、これは1者だけの見積りですか、それとも何者かで見積りを取られたんですか。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

今回見積りを数者お願いいたしましたところ、1者のみから見積りが出てまいりました。それを参考に計上しております。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。1者だけとなると、もう業者の見積りの単価で、金額で終わってしまうと思うんですよ。今後はそういうことのないように、最低でも3者か2者取っていただいて委託料を決めていただきたい。

それと、下のほうの物価高対策の件ですけれども、午前中説明いただきました、要するに球磨川、観光協会、商工会もありますので、今後は商工会も見積りを取っていただいて安いほうに持っていただいて、1万円でも2万円でも値段を下げていくというようなやり方も考えていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 今回、予算計上に当たりましては、あくまでも予算措置ということで1者のみとなってしまうました。実際には、3者以上、2者以上の見積りを取って決めていきたいと思っております。

また、商品券事業に関しても、商工会のほうからも見積りの依頼をお願いすることとしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第2号令和7年度錦町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第5. 議案第3号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第3号錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第3号錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、地方公共団体情報システムの標準化移行に伴い、個人番号の利用条例を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづりは40ページになります。

議案第3号錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本改正の内容につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本町の住民基本台帳には登録されていないが管理が必要な個人、例としまして、町外に住民登録をされている方が、本町に不動産を所有しているため本町から固定資産税を課税する方などの住登外者を機関連務システムで管理するための住登外者宛名番号管理機能が導入されます。

住登外者宛名番号管理機能では、宛名番号以外にも、個人番号、マイナンバーを管理する必要があることから、当該機能で処理する事務を独自利用を行う事務として規定するため所要の改正を行うものです。

新旧対照表にて御説明いたします。新旧対照表の2ページをお願いします。

左の欄が改正後、右の欄が改正前となります。

別表第1、第4条第1項関係の個人番号が独自に利用できる事務について、「7 町長」、「8 教育委員会」を加え、住登外者についても、規則で定めれば、宛名番号を用いて管理することを可能とするものです。

次に、3ページをお願いします。

別表第2、第4条第1項及び第2項関係の町内連携ができる事務についてです。「4 町長」を加え、住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。

次に、別表第3、ページは5ページになります。

第5条関係の、同一地方公共団体内の他機関への情報提供ができる事務として、「4 教育委員会」を加え、規則で定めれば住登外者の情報の管理を可能とするものです。

議案つづり40ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和8年2月24日から施行することとしております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。  
10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。確認しますが、総務課長、附則が、この条例は2月24日から施行すると、私に言わせれば中途半端のような日付ですけども、これはどうしてですか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

システムの運用開始日に合わせております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第3号錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第4号

○議長（荒川 孝一君） 日程第6、議案第4号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負変更の契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第4号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負変更契約についてでございます。

本案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度第3回臨時会において、工事請負契約に際しての議決をいただいたところでございますが、契約金額の変更が生じたため、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案つづりは41ページをお開きください。

議案第4号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

1、契約の目的、町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、

変更前一金8,129万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額739万円）、変更後一金8,368万4,518円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額760万7,683円。4、契約の相手方、住所、福岡県北九州市若松区大字安瀬62番地3、商号又は名称、松田建設工業株式会社、代表者氏名、代表取締役松田正市。

町道松里永野線に架かる黒辺田野橋については、現在、当工事でございます橋梁上部工工事と、橋梁上部工2期及び条件護岸工事の2件の工事を進めております。

当工事は、橋台の上に工場で作成した橋桁を架設する工事でございますが、今回、工場で作成する橋桁の鋼材の一部変更、橋梁の竣工年月、使用鋼材、事業主体などを記しました橋歴プレートの設置や仮設通路の設置など変更があったため、増額して変更契約するものです。

当工事の進捗状況でございますが、当初契約の工期どおり2月末に竣工する予定でございます。

今後の予定ですが、当工事の竣工後は、現在、着手中の上部工2期工事及び条件護岸工事において、床板コンクリート及び高欄設置などを行ってまいります。現在のところ、工事完成は、令和8年5月末頃を予定しております。完成時期については、橋梁前後の町道大王原線、町道一本杉線などの取付道路を含んだ道路改良工事を発注予定で、新しい橋の開通見込みは、令和8年度末、令和9年3月頃としております。

橋の開通後には、既設橋梁の撤去を行う予定で、全ての工事の完了予定見込みは、令和10年5月末頃としております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。これは最終の変更になるのですか、それとも、まだ変更が生じる可能性があるのですか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

今回の町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事でございますが、今回の契約で最終の請負の変更となります。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。資材関係が高騰しているじゃないですか、それも含めたところの変更なのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

今回の変更の契約で全てを含んで契約をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第4号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工工事請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和8年第1回錦町議会臨時会を閉会します。

午後2時07分開会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員



